

○「人材確保等支援助成金関係様式」(平成31年3月29日付け職発0329第2号雇均発0329第6号開発0329第58号「雇用安定事業の実施等について」別添10-7)の正誤表(傍線の部分は修正部分)

(正)		(誤)	
様式第1号～第6-1号：略		様式第1号～第6-1号：略	
様式第6-2号 (B31.4) 人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース） 目標達成助成支給申請書		様式第6-2号 (B31.4) 人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース） 目標達成助成支給申請書	
<small>人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）目標達成助成の支給を受けたいので、以下のとおり申請します。</small> 年 月 日 労働局長 様 事業主 住 所 年 月 日 又は 姓 約 代 理 人 印 <small>代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）目標達成助成の文書に係る申請事業者の住居所名及び氏名の記入（押印不要）を、社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する委託代行者又は同規則第16条の3に規定する事業者代理者たる社会保険労務士が申請する場合は、上欄に申請事業者の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をしてください。</small> 事業主又は 住 所 年 月 日 社会保険労務士 名 称 <small>提出代行者・事務代理者</small> 印 <small>提出代行者・事務代理者</small> 印		<small>人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）目標達成助成の支給を受けたいので、以下のとおり申請します。</small> 年 月 日 劳働局長 様 事業主 住 所 年 月 日 又は 姓 约 代 理 人 印 <small>代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）目標達成助成の文書に係る申請事業者の住居所名及び氏名の記入（押印不要）を、社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する委託代行者又は同規則第16条の3に規定する事業者代理者たる社会保険労務士が申請する場合は、上欄に申請事業者の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をしてください。</small> 事業主又は 住 所 年 月 日 社会保険労務士 名 称 <small>提出代行者・事務代理者</small> 印 <small>提出代行者・事務代理者</small> 印	
① 申請事業主 (1) 事業主の主たる事業所の雇用保険適用事業所番号 (2)-1 雇用管理改善計画の末日の翌日の雇用保険一般被保険者数 (2)-2 雇用管理改善計画の末日の翌日から起算して2年経過する日までの期間に離職した雇用保険一般被保険者数 (2)-3 うち、定期退職及び重複解雇した者等を除いた数 (2)-4 離職率 ((2)-3/(2)-1×100)		① 申請事業主 (1) 事業主の主たる事業所の雇用保険適用事業所番号 (2)-1 雇用管理改善計画の末日の翌日の雇用保険一般被保険者数 (2)-2 雇用管理改善計画の末日の翌日から起算して2年経過する日までの期間に離職した雇用保険一般被保険者数 (2)-3 うち、定期退職及び重複解雇した者等を除いた数 (2)-4 離職率 ((2)-3/(2)-1×100)	
② (1) 雇用管理改善計画開始日から起算して3年を経過する日の翌日の雇用保険被保険者数 ((1)+(2)) (i) 短時間労働者以外の雇用保険被保険者数 (ii) 短時間労働者の雇用保険被保険者数 (2) 計画達成助成金支給時の対象事業者となった人数 ((1)+(2)) (i) 短時間労働者以外の対象労働者数 (ii) 短時間労働者の対象労働者数		② (1) 雇用管理改善計画開始日から起算して3年を経過する日の翌日の雇用保険被保険者数 ((1)+(2)) (i) 短時間労働者以外の雇用保険被保険者数 (ii) 短時間労働者の雇用保険被保険者数 (2) 計画達成助成金支給時の対象事業者となった人数 ((1)+(2)) (i) 短時間労働者以外の対象労働者数 (ii) 短時間労働者の対象労働者数	
支給額の算定 短時間労働者以外の対象労働者数 (B) × 支給単価 _____ 人 × 15万円 = _____ 万円…A		支給額の算定 短時間労働者以外の対象労働者数 (B) × 支給単価 _____ 人 × 15万円 = _____ 万円…A	
短時間労働者の対象労働者数 (B) × 支給単価 _____ 人 × 10万円 = _____ 万円…B		短時間労働者の対象労働者数 (B) × 支給単価 _____ 人 × 10万円 = _____ 万円…B	
(B) (1)の人数を記載。ただし、(1)の人数よりも(2)の人数が下回る場合は(2)の人数を記載		(B) (1)の人数を記載。ただし、(1)の人数よりも(2)の人数が下回る場合は(2)の人数を記載	
③ 生涯性要件 % (a)国等からの補助金等(本助成金を含む)の受給の有無 有 () + 無		③ 生涯性要件 % (a)国等からの補助金等(本助成金を含む)の受給の有無 有 () + 無	
④ 申請書作成担当者 電話番号		④ 申請書作成担当者 電話番号	
社会保険労務士印捺欄 提出代行・事務代理者の表示		社会保険労務士印捺欄 提出代行・事務代理者の表示	

2 ②欄の対象労働者は以下のとおりです。

次の(イ)から(ハ)までのいずれにも該当する労働者をいう。

(イ) 次のa又はbのいずれかに該当する者。

a 期間の定めなく雇用される者

b 一定の期間を定めて雇用され、その雇用期間が反復継続され、事実上期間の定めなく雇用されている場合と同等と認められる者

具体的には、雇い入れ時に一定の期間（1か月、6か月など）を定めて雇用された労働者が、その雇用期間が反復更新されることで過去1年を超える期間について引き続き雇用されている場合又は採用の時から1年を超える期間について、引き続き雇用されると見込まれる場合であること。

(ロ) 雇用管理改善計画開始日から起算して6か月経過する日までの期間に雇い入れ、申請事業主に直接雇用される者であること。

(ハ) 雇用保険被保険者（雇用保険法第38条第1項に規定する「短期雇用特例被保険者」及び同法第43条第1項に規定する「日雇労働被保険者」を除く。）（以下「雇用保険被保険者」という。）であること。

※雇用保険被保険者の中には雇用保険法第37条の2第1項に規定する「高年齢被保険者」が含まれることに留意すること。

(ニ) 社会保険の適用事業所に雇用されている場合は、社会保険の被保険者であること（社会保険の要件を満たす者に限る）。

（ホ）計画申請日の1年前の日から計画開始日の前日までの期間において、雇用保険被保険者として申請事業主が直接雇用していた者でないこと。

また、短時間労働者とは、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のこと。

3 ④欄には、支給申請書提出日において国、特別の法律に基づいて設立された法人等からの補助金、助成金等（本助成金を含む。）を受給している（予定を含む。）場合は、この助成金の支給対象とならない場合があります。受給の有無及び受給している（予定を含む。）補助金等のすべてについてその名称を記入してください。書ききれない場合は別紙に記入して添付してください。

2 ②欄の対象労働者は以下のとおりです。

次の(イ)から(ハ)までのいずれにも該当する労働者をいう。

(イ) 次のa又はbのいずれかに該当する者。

a 期間の定めなく雇用される者

b 一定の期間を定めて雇用され、その雇用期間が反復継続され、事実上期間の定めなく雇用されている場合と同等と認められる者

具体的には、雇い入れ時に一定の期間（1か月、6か月など）を定めて雇用された労働者が、その雇用期間が反復更新されることで過去1年を超える期間について引き続き雇用されている場合又は採用の時から1年を超える期間について、引き続き雇用されると見込まれる場合であること。

(ロ) 雇用管理改善計画開始日から起算して6か月経過する日までの期間に雇い入れ、申請事業主に直接雇用される者であること。

(ハ) 雇用保険被保険者（雇用保険法第38条第1項に規定する「短期雇用特例被保険者」及び同法第43条第1項に規定する「日雇労働被保険者」を除く。）（以下「雇用保険被保険者」という。）であること。

※雇用保険被保険者の中には雇用保険法第37条の2第1項に規定する「高年齢被保険者」が含まれることに留意すること。

(ニ) 社会保険の適用事業所に雇用されている場合は、社会保険の被保険者であること（社会保険の要件を満たす者に限る）。

また、短時間労働者とは、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のこと。

3 ④欄には、支給申請書提出日において国、特別の法律に基づいて設立された法人等からの補助金、助成金等（本助成金を含む。）を受給している（予定を含む。）場合は、この助成金の支給対象とならない場合があります。受給の有無及び受給している（予定を含む。）補助金等のすべてについてその名称を記入してください。書ききれない場合は別紙に記入して添付してください。

4 ⑤欄には、この申請の内容を了解している作成担当者を記入してください。労働局から記載内容について問い合わせることができます。

4 ⑤欄には、この申請の内容を了解している作成担当者を記入してください。労働局から記載内容について問い合わせることがあります。

【書類等の保管】：略

様式第7号～第13号：略

【書類等の保管】：略

様式第7号～第13号：略